

岐阜県 オミクロン株対策特別支援金

申請受付要項「別冊」

特例について

「証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例」

2022年2月22日

岐阜県

「岐阜県オミクロン株対策特別支援金」の不正受給は犯罪です。

特例について (証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例)

	特例の種類	内 容
1	証拠書類等に関する特例	<p>【法人】 確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明できる書類で代替可能</p> <p>【個人】 確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えで代替可能</p>
2	新規開業特例	<p>◆2019年から2021年までの間に開業した中小法人等・個人事業者等 減少額＝開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数^(※1) －2022年対象月の月間事業収入 (※1) 開業日の属する月も、操業日数に関わらず、1カ月とみなす。</p>
3	合併特例	<p>◆2020年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った中小法人等 減少額＝合併前の各法人の2019年、2020年又は2021年の基準月の月間事業収入の合計 －合併後の法人の2022年対象月の月間事業収入</p>
4	連結納税特例	<p>◆連結納税を行っている中小法人等 ・それぞれの法人が給付要件を満たす場合、各法人ごとに給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能</p>
5	事業承継特例	<p>◆2020年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業者等 減少額＝事業を行っていた者の2019年、2020年又は2021年の基準月の事業収入－事業の承継を受けた者の2022年対象月の月間事業収入</p>
6	罹災特例	<p>◆2018年又は2019年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人等・個人事業者等 減少額＝罹災した年又はその前年の基準月の事業収入 －2022年対象月の月間事業収入</p>
7	法人成り特例	<p>◆2020年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者 減少額＝法人化前の2020年又は2021年の基準月の事業収入 －法人化後の2022年対象月の月間事業収入</p>
8	NPO法人・公益法人等特例	<p>◆特定非営利活動法人及び公益法人等 ＝確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能</p> <p>◆寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人 ＝追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて減少額を算定可能</p>

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者については、「証拠書類等に関する特例」「新規開業特例」「罹災特例」に限る。

●特例の申請にあたっては、申請受付要項に記載された書類のほか次の書類が必要となります。】

1 証拠書類等に関する特例

【中小法人等】

確定申告書が合理的な理由で提出できない場合

例：2019年、2020年又は2021年の1月又は2月をその期間内に含むすべての確定申告書別表一及び法人事業概況説明書について合理的な理由により提出できない場合

【追加提出書類・中小法人等】

・月次の売上を証明する書類であり、かつ税理士の署名がされたもの

【個人事業者等】

確定申告義務がない場合

例：2019年、2020年又は2021年の1月又は2月をその期間内に含むすべての確定申告書B別表一及び青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告の場合）について合理的な理由により提出できない場合

【追加提出書類・個人事業者等】

・住民税の申告書類（市町村民税、都道府県民税の申告書類）の写し（收受印の押印されたもの）

2 新規開業特例

2019年1月～2021年12月までの間に設立した中小法人等又は開業した中小法人等又は個人事業者等

減少額＝

開業年（2019、2020又は2021）の年間事業収入
÷開業年の設立後月数[※]

－2022年の1月又は2月の月間事業収入

※開業日の属する月も、操業日数に関わらず1ヶ月とみなす。

【追加提出書類・中小法人等】

- ・履歴事項全部証明書
法人設立年月日が2019年1月1日から2021年12月31日までの間のもの（提出時から3カ月以内に発行されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限り）
※法務局のHPからの申し込みによりオンラインでの請求が可能です
- ・2019年、2020年又は2021年の法人設立月から同年12月までをその期間に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し

【追加提出書類・個人事業者等】

- ・開業年の確定申告書類の写し
 - ・2019年、2020年又は2021年の間に開業したことがわかる以下のいずれかの書類
 - ・税務署の收受印のある開業・廃業等届出書の写し
 - ・岐阜県の收受印が押印された個人事業開始の申告書の写し
- ※收受印の收受日はいずれも2022年1月31日以前であること。
- ・上記書類がない場合、開業したことが客観的に証明できる書類（公的機関等が発行・收受した書類等）

3 合併特例

【合併した中小法人等】

合併後の法人における、2022年1月又は2月の売上が、合併前のそれぞれの法人における比較する年の1月又は2月の売上げを合計した金額と比較して15%以上減少していること。

※2019年12月以前に合併した法人は、この特例は適用できません。ただし、2019年1月～同年12月の間に合併した場合は2の新規開業特例の適用が可能です。

減少額＝
合併前の各法人の2020年又は2021年の1月又は2月の月間事業収入の合計
－合併後の法人の2022年の1月又は2月の月間事業収入

【追加提出書類】

- ・履歴事項全部証明書
合併年月日が2020年1月1日から2021年12月31日までの間のもの（提出時から3か月以内に発行されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限ります）かつ法人事業収入を比較する2つの月（基準月・対象月）の間であること。
※法務局のHPからの申し込みによりオンラインでの請求が可能です
- ・合併前の各法人に係る比較年の確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し（収受印の押印されたもの）

4 連結納税特例

【連結納税している中小法人】

連結納税している法人は、個別の法人ごとに証拠書類の提出等により特例の適用を受けることができます。

減少額＝
2019年～2021年の1月又は2月の売上－2022年の1月又は2月の売上

【追加提出書類】

- ・比較する年の連結法人税の個別帰属額と個別帰属届出書及び法人事業概況説明書の写し

5-1 事業承継特例

【事業の承継を受けた事業者】

事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合、証拠書類の提出等により特例の適用を選択することができます。

※2019年12月以前に承継を受けた者はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月～同年12月の間に承継を受けた者については2の新規開業特例の適用が可能です。

※同一の事業を行っていた者に係る証拠書類等に基づく交付は一度に限るものとします。同一の当該事業を行っていた者に係る証拠書類等に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に交付された申請のみを有効とします。

減少額＝
事業を行っていた者の比較する年の1月又は2月の売上－事業承継を受けた者の2022年1月又は2月の売上

【追加提出書類】

（1）事業を行っていた者の死亡による事業承継でない場合

- ・比較する年の1月又は2月に事業を行っていた者の名義に係る確定申告書類の写し
- ・事業承継したことがわかる以下のいずれかの書類
 - ・税務署の収受印のある個人事業の開業・廃業届出書の写し[※]
※「届出の区分」欄において、「開業」が選択されていること、2020年又は2021年分の所得税確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること、「開業・廃業届日」欄において開業日が2020年1月1日から2022年2月28日の間とされていること、収受印が押印されており収受日が2022年3月31日以前であること。
 - ・開業・廃業届出書がない場合、事業承継が行われたことが客観的に証明できる書類（公的機関等が発行・収受した書類等）

5-2 事業承継特例

【追加提出書類】

(2) 事業を行っていた者の死亡による事業承継の場合

- ・比較する年の1月又は2月の事業を行っていた者の名義に係る確定申告書類の写し^{※1}
- ・個人事業の開業・廃業等届出書^{※2 ※3}
- ・被承継者の死亡が確認できる書類^{※4}

※1：確定申告書B及び青色申告決算書又は収支内訳書

※2：個人事業の開業・廃業届出書は、「届出の区分」欄において、「開業」が選択されていること、2020年又は2021年分の所得税確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること、「開業・廃業届日」欄において開業日が2020年1月1日から2022年2月28日までの間とされていること、收受印が押印されており收受日が2022年3月31日以前であること。

※3：個人事業の開業・廃業届がない場合は、開業日、所在地、代表者、業種、書類発行・收受日などで事業承継が行われていることが分かる公的機関等が発行した書類等

※4：次のいずれかの書類の写し

- ・被承継者（個人事業者）の死亡届出書（「死亡年月日」が申請日以前であること、「参考事項」欄に「事業承継の有無」を「有」としていること、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること
- ・医療機関が発行した死亡を証明する書類（死亡年月日が申請日以前であること、死亡者の氏名が被承継者（事業を行っていた者）の氏名を一致していること
- ・準確定申告書の写し（死亡年月日が申請日以前であること、氏名の欄に相続人としての申請者の氏名が記載されていること）

6 罹災特例

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合、証拠書類の提出等により特例の適用を受けることができます。



減少額＝
罹災証明書が証明する罹災日の属する年
又はその前年の1月又は2月の売上
－2022年の1月又は2月の売上

【追加提出書類】

- ・2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明）
- ・罹災日の属する年又はその前年の1月又は2月の属する全ての事業年度にかかる確定申告書類（法人の場合は法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書、個人の場合は確定申告書B及び青色申告決算書又は収支内訳書）の写し

7 法人成り特例

【個人事業者から法人化した者】

事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、申請時点では法人であるが、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、証拠書類の提出等により特例の適用を選択することができます。

※2019年以前に法人化した法人は、この特例は適用できません。ただし、2019年1月から2019年12月までの間に法人化した場合は2の新規開業特例の適用が可能です。

減少額 =
法人化前の個人事業者の比較する年の1月又は2月の売上 - 法人化後の法人の2022年1月又は2月の売上

【追加提出書類】

- ・履歴事項全部証明書
法人の設立年月日が2020年1月以降であること（提出時から3カ月以内に発行されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限り）、かつ事業収入を比較する2つの月（基準月・対象月）の間であること。
※法務局のHPからの申し込みによりオンラインでの請求が可能です
 - ・比較する年の法人化前の個人事業者であった時の確定申告書類の写し^{※1}
 - ・法人設立届出書^{※2}又は個人事業の開業・廃業等届出書^{※3}
- ※1：個人事業者に係る確定申告書類の各写し（青色申告の場合は確定申告書第一表及び青色申告決算書、白色申告の場合は同第一表及び収支内訳書。いずれも収受印の押印されているもの。e-Taxによる申告した場合は受付日時が印字又は「受信通知（メール詳細）を添付」されていること。
- ※2：法人設立届出書「設立の形態」欄において、「1個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しているもの
- ※3：開業・廃業届出書「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致しているもの

8 NPO法人・公益法人等特例

【特定非営利法人（NPO法人）及び公益法人等[※]】

※公益法人：法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人

上記の法人に該当する場合、証拠書類の提出等により特例の適用を選択することができます。（事業収入については、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（自治体からの受託事業による収入や会費収入を含む）のみを対象とします。）

減少額 =
比較する年の1月又は2月の事業収入 - 2022年1月又は2月の事業収入

【追加提出書類】

- ・比較する年の年間事業収入が確認できるもの^{※1}、及び対象月の月間事業収入が確認できる売上明細を含む経理帳簿の写し
- ※1：年間事業収入が確認できるもの
- ・NPO法人：活動計画書
 - ・学校法人：事業活動収支計算書
 - ・社会福祉法人：事業活動計算書
 - ・公益財団法人又は公益社団法人：正味財産増減計算書
 - ・その他の法人については、相談窓口までご相談ください。